

鹿角市告示第59号

鹿角市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年鹿角市条例第33号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり大掃除を実施することとしたので、鹿角市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年鹿角市規則第34号）第3条の規定に基づき、告示する。

1. 清 掃 週 間            令和4年9月19日（月）から9月25日（日）まで

2. 実 施 場 所            鹿角市全域

3. 清 掃 方 法

- （1） 建物及びその敷地の内外を掃除すること。
- （2） 建物の採光及び換気を十分にすること。
- （3） 畳、敷物等を日光にさらすこと。
- （4） 床下は換気を十分にし、湿りの著しいところは、乾燥した土砂類を散布すること。
- （5） ねずみの巣、通路等の除去及び害虫発生源の除去につとめること。
- （6） 下水、汚水だめ及び便所等は、掃除の上、消毒し清潔をはかること。
- （7） 堆肥場、堆肥だめ及びその周囲を掃除すること。
- （8） 畜舎等は、その内外を掃除すること。
- （9） 掃除により出たごみは、きちんと分別してそれぞれの収集日に出すこと。

令和4年8月29日

鹿角市長    関

